

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却施設)(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

○ 固形燃料(一般廃棄物)保管設備の監視状況と措置

・関係法令
施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)①焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、②冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、③煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、④固体燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則りて下表を作成した。

2025年度 藤原工場 固形燃料 保管設備

該当せず

【コンスト】

2019年9月2日～ 三重県ごみ焼却炉【RDF】受入開始